

予定管理方法書

県営土地改良事業（ため池等整備事業大谷新池・歳ヶ原地区）によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

三次市が広島県から譲与を受け、適正に管理する。ただし、日常の管理は受益者が行う。

2 管理すべき施設の種類

名称	箇所数又は延長	摘要
堤体、洪水吐、取水施設及び付帯施設	1 箇所	

3 貯水、放流、取水または排水に関する基本的事項

該当なし

4 管理に要する費用の概算及び負担の方法

区分 施設名及び種別	標準年間概算額	耐用年数	備考
堤体、洪水吐、取水施設及び付帯施設	367,000 円	40～80 年	管理委託した場合は受益者負担

5 その他管理方法に関する基本事項

三次市が市の財産管理規程等に基づき、適正に管理する。